

障がい者等の通院治療に係る渡航費助成

付き添い（介助）人も対象です

令和6年1月1日～

助成対象となる付き添い（介助）人について

1. 障害手帳等の交付を受けた方の通院治療にかかる船賃等において、必要と認める付添い（介助）人。
2. 付き添い（介助人）は竹富町に居住し、かつ住民基本台帳に記録されていること。

身体障害者手帳をお持ちの方

- ☞ 手帳に記載されている旅客鉄道株式会社旅客運賃減額において「第1種」と認定されている方の付添い（介助）

療育手帳をお持ちの方

- ☞ 「B1」以上の認定を受けている方の付添い（介助）

精神保健福祉手帳をお持ちの方

- ☞ 「1級」の認定を受けている方の付添い（介助）

申請に必要なもの

- ☞ 渡航費助成申請書兼請求書
- ☞ 助成金の振込先口座が分かる通帳の写し
- ☞ 医療機関が発行した領収書（原本）
- ☞ 船会社が発行した領収書（原本）
- ☞ 義務履行確認申請書

※付き添い（介助）人は原則として1名までとします。

※義務履行確認書での審査において各種税や保険料、水道使用料、町営住宅家賃等の滞納や未払いが確認された場合、本助成金は支給されません。

お問い合わせ ▶ 福祉支援課 子育て・障害福祉係 ☎0980-83-7415（内線 1210）